

新旧対照表

※取り消し線は削除箇所を、下線は加筆箇所を示す。

項目	旧	新
第3条	<p>1. MiiTel の利用を希望する者（以下「申込者」といいます。）は当社に対し、共通利用規約、MiiTel 個別規約及び本関連規約に同意のうえ、当社指定の注文書（以下、単に「注文書」といいます。）を当社指定の方法で提出することにより、MiiTel の利用申込を行うことができます。なお、以下、MiiTel 個別規約において、共通利用規約、MiiTel 個別規約及び本関連規約を総称して「利用契約」といいます。</p> <p>6. 利用者は、前項に基づく各種手続きが完了しない場合、又は、法令等に基づき利用契約の有効期間中に当社の求める確認手続きに応じない場合には、第1項の利用契約が成立した場合であっても、MiiTel の提供が開始されない場合又は利用停止される場合があることをあらかじめ了承するものとします。</p> <p>7. 注文書は、利用者及び当社の書面（電子署名を施した電磁的記録を含む。）による合意によってのみ変更することができます。</p>	<p>1. MiiTel の利用を希望する者（以下「申込者」といいます。）は当社に対し、共通利用規約、MiiTel 個別規約及び本関連規約に同意のうえ、当社指定の注文書（以下、単に「注文書」といいます。）を当社指定の方法で提出することにより、MiiTel の利用申込を行うことができます。なお、以下、MiiTel 個別規約において、共通利用規約、MiiTel 個別規約、本関連規約及び注文書（第7項に定める変更注文書を含みます。）を総称して「利用契約」といいます。</p> <p>6. 利用者は、前項に基づく各種手続きが完了しない場合、又は、法令等に基づき利用契約の有効期間中に当社の求める確認手続きに応じない場合には、第1項の利用契約が成立した場合であっても、MiiTel の提供が開始されない場合又は利用停止される場合があることをあらかじめ了承するものとします。</p> <p>7. 利用者は、注文書に定める事項（以下「注文内容」といいます）の全部又は一部の変更を希望する場合、当社に対し、当該変更を希望する日の30日前までに当社指定の方法でその旨を通知した上、当該変更に関する注文書（以下「変更注文書」といいます）を当社指定の方法で提出するものとします。</p> <p>8. 利用者は、変更注文書の内容に関して必要な手続きを当社から指示された場合、自らの責任と費用によって当該手続きを完了しなければなりません。万一、利用者が当該手続きを怠った場合、利用者は、変更注文書にかかわらず、当社から従前の条件に基づき請求がなされる場合があることに、あらかじめ同意します。なお、利用者が当該手続きを怠ったことに関連して利用者に生じた一切の損害について、当社は何ら責任を負いません。</p>
第14条	<p>1. 利用者は、自らが又は第5条（ライセンス）第2項に基づき自らの利用者テナントにログインするためのID等を発行し、MiiTel を利用させる第三者をして、MiiTel 上に蓄積する又は蓄積させる音声データ、テキストデータ等の情報（以下「蓄積情報」といいます。）を、自らの責任で管理しなければならず、当社及びレブコムは当該蓄積情報の内容の閲覧、確認及び第三者への開示を行いません。ただし、以下の各号のいずれかに該当する場合には、当社は、当該蓄積情報の内容を閲覧し、確認し、解析し、利用し、又は第三者に開示する場合があるものとし、利用者はこれに同意します。</p>	<p>1. 利用者は、自らが又は第5条（ライセンス）第2項に基づき自らの利用者テナントにログインするためのID等を発行し、MiiTel を利用させる第三者をして、MiiTel 上に蓄積する又は蓄積させる音声データ、テキストデータ等の情報（以下「蓄積情報」といいます。）を、自らの責任で管理しなければならず、当社及びレブコムは蓄積情報の内容の閲覧、確認及び第三者への開示を行いません。ただし、以下の各号のいずれかに該当する場合には、当社は、蓄積情報の内容を閲覧し、確認し、解析し、利用し、又は第三者に開示する場合があるものとし、利用者はこれに同意します。</p>
第18条	<p>(6) その他、利用者との信頼関係が失われた場合など、当社及び利用者間の契約関係の維持が困難であると当社が判断した場合</p>	<p>(6) 監督官庁または警察等の行政機関から利用者に対する MiiTel の提供の停止等の要請があった場合</p> <p>(7) その他、利用者との信頼関係が失われた場合など、当社及び利用者間の契約関係の維持が困難であると当社が判断した場合</p>
付則	2024年10月 25 日	2024年10月 25 日 2025年6月13日